

東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(目的)

第1 この要項は、法人その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、社会貢献活動の一環として東久留米市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2 本制度の趣旨に賛同する企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。

(雑誌スポンサーの対象)

第3 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他団体又は個人とする。ただし、次の各号に定める業種又は事業者に該当する者は除く。

- (1) 図書館の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (3) 消費者金融
- (4) 占い、運勢判断に関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 政治・宗教活動、意見広告、個人宣伝及び人材募集に係るもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、館長が不相当と認める業種又は事業者
(広告の掲出)

第4 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー（以下「カバー」という。）表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲出することができる。また、雑誌本体にもスポンサー名の表示をすることができる。ただし、本項の適用は、個人を除く。

2 提供雑誌に広告を掲出する場合、その適否の判断は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年東久留米市訓令乙第1号）の規定に基づくものとする。

(提供雑誌の選定)

第5 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌を選定する。

(申込方法)

第6 雑誌スポンサー制度に申込みをする者は、東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）により申込み。

2 前項の申込みには、法人その他の団体は会社概要（業種が分かるもの）を、個人は本

人であることを証明できる書類を添付する。

3 申込みは、原則として先着順に、随時受付ける。ただし、第一次募集期間内で同一雑誌に複数の申請があった場合については、以下の順位で優先する。

- (1) 東久留米市内の企業・店舗
- (2) 個人及び東久留米市外の企業・店舗

4 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合には、館長は当該申込者について雑誌スポンサーの申込みがなかったものとみなすことができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第7 館長は、第6の申込みを受けたときは、内容を審査し、その結果は東久留米市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)又は東久留米市立図書館雑誌スポンサー否決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 雑誌スポンサー期間は、4月1日(4月1日以降から開始の場合は、原則契約日の翌月の1日)から翌年の3月31日までとする。なお、次年度も雑誌スポンサーを継続する場合は、雑誌スポンサー開始月の属する当該年度の1月31日までに、第6に規定する手続きを行うものとする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第8 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する取扱い書店(以下「契約書店」という。)から購入する。

2 提供雑誌の購入代金は、契約書店が指定した期日までに、契約書店へ雑誌スポンサーが直接支払うものとする。

3 契約書店への支払いは、提供雑誌の一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に清算する。

4 振込手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、館長及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。

6 契約書店は、図書館が指定する期日までに、提供雑誌を図書館に納入する。

(提供雑誌の所有権)

第9 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、東久留米市に帰属する。

(雑誌スポンサー決定の取消し)

第10 雑誌スポンサーに決定した者が、下記の事由に該当することが明らかな場合、館長は当該雑誌スポンサーの決定を取消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
- (3) スポンサー決定後の状況変化等により、本要項第3に抵触したとき。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成27年 7月 1日から施行する。

東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項（以下「本要項」という。）の規定に基づき、提供雑誌について、次のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたり以下の事項を誓約します。

- （1） この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- （2） 東久留米市立図書館関係規則を遵守します。
- （3） 本要項第3各号に該当しません。
- （4） 東久留米市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第33号）第2条第1項から第3号に該当しません。

年 月 日

東久留米市立図書館長 殿

所在地 _____

商号又は法人名 _____

氏 名 _____ 印 _____

1. 提供を希望する雑誌名

別紙「雑誌一覧」より、提供を希望する雑誌を選んで、記入してください。

雑誌名	刊行頻度	提供希望館
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部
		中央・滝山・ひばり・東部

（裏面あり）

2. 広告の掲出について

希望する方に○を記入してください。

	広告を掲出する
	広告を掲出しない（個人の申込者は広告を掲載できません）

3. スポンサー名の公表について

希望する方に○を記入してください。

	スポンサー名の公表を希望する
	希望しない

4. 添付書類（該当するものについて提出してください）

(1) 法人その他の団体の申込者

「会社概要等（業種等がわかるもの）」

(2) 個人の申込者

「本人であることを証明できる書類（住民票、運転免許証等）」

5. 担当者連絡先

部署名		電話番号	
担当者氏名		FAX 番号	
E-mail			

=====

※この欄には記入しないでください。

係長	担当	受付

日付：

様式第2号（第7関係）

年 月 日

殿

東久留米市立図書館長

印

東久留米市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付け申込みについて、下記のとおり貴社（貴団体・貴殿）を、東久留米市立図書館雑誌スポンサーとすることと決定しましたので、東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第7の規定により、通知します。

つきましては、下記により手続をお願いいたします。

記

1 提供雑誌名

2 スポンサー期間

3 提供雑誌の支払い

(1) 購読料

円

(2) 支払方法

提供雑誌の購読料は、契約書店が指定した期日までに、契約書店へ直接お支払いください。

4 その他

購読料のお支払いは一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算となります。

様式第3号（第7関係）

年 月 日

殿

東久留米市立図書館長

印

東久留米市立図書館雑誌スポンサー否決定通知書

年 月 日付け申込みについて、下記のとおり貴社（貴団体・貴殿）を東久留米市立図書館雑誌スポンサーとしないことを決定いたしましたので、東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第7の規定により、通知いたします。

記

雑誌スポンサーとしない理由

- 1 既に雑誌スポンサーが決定している
- 2 東久留米市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第3の規定に該当する
- 3 その他